

伊予市・中山町・双海町合併協議会

第7回合併協議会

会議録

日時 平成16年8月12日(木)午後2時~

場所 中山町農業総合センター 2階 中ホール

郷

伊予市・中山町・双海町合併協議会
第7回協議会次第

日時：平成16年8月12日(木)14:00～
場所：中山町農業総合センター 2階 中ホール

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

(1) 協 議

協議第23号 財産及び債務の取扱いについて

協議第24号 一部事務組合等の取扱い(その2)について

協議第25号 公共的団体等の取扱いについて

協議第26号 補助金、交付金等の取扱いについて

協議第27号 各種事務事業(人権関係)の取扱いについて

協議第28号 各種事務事業(保健関係)の取扱いについて

(2) その他

第8回伊予市・中山町・双海町合併協議会の日程について

4 閉 会

伊予市・中山町・双海町合併協議会委員名簿

	氏 名	役職名等	出欠
伊予市	中 村 佑	市長	出席
	小 林 茂	助役	欠席
	重 松 囿 右	議長	出席
	日 野 正 則	議員	出席
	岡 田 清 満	学識経験者	出席
	西 岡 義 雄	学識経験者	欠席
	安 田 一 江	学識経験者	出席
中山町	市 田 勝 久	町長	出席
	窪 中 修 一	助役	出席
	井 上 正 昭	議長	出席
	田 中 弘	議員	出席
	亀 井 慎 滋	学識経験者	出席
	高 橋 敏	学識経験者	出席
	上 岡 幸 子	学識経験者	出席
双海町	上 田 稔	町長	出席
	藤 田 稔	助役	出席
	大 石 寿 淑	議長	出席
	岡 田 博 助	議員	出席
	中 嶋 都 貞	学識経験者	出席
	矢 野 鎮 男	学識経験者	出席
	富 岡 喜久子	学識経験者	出席
顧問	泉 圭 一	愛媛県議会議員	出席
	松 岡 誼 知	松山地方局長	出席

発言者	議題・発言内容
坪内主任	<p>定刻になりましたので、ただいまから伊予市・中山町・双海町合併協議会の第7回会議を開会いたします。</p> <p>皆様、ご起立お願いいたします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>開会に当たりまして、中村会長からごあいさつを申し上げます。</p>
中村会長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>暦の上では既に立秋を迎えておりますけれども、連日暑い日が続いております。皆さん方ご健勝で何よりかと存じます。</p> <p>本日の合併協議会は7回を迎えますけれども、泉県議さん、そして松岡地方局長さん初め、委員の皆さん方には大変お忙しい中をご出席いただきまして大変ありがとうございました。おかげをもちまして7回目を迎えることができたわけでございます、大変ありがたく思っております。</p> <p>本日の協議内容でございますけれども、財産及び債務の取扱いなど6件の協定項目でございます。この協議会で確認されました調整案につきましては、さらに専門部会、分科会におきまして、事務的、専門的な調整を行いまして合併施行に備えることといたしているわけでございます。</p> <p>また、残りの協定項目につきましても、限られた期間でございますけれども、順次協議を願うことといたしておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。</p> <p>ということで、特に月に2回開催というペースでありますが、どうか委員の皆さん方には体調に十分留意されまして、ご支援をいた</p>

発言者	議題・発言内容
坪内主任	<p>だきますようお願いを申し上げまして、簡単でございますけれども、開会に当たりましてのごあいさつにかえたいと思います。</p> <p>どうかよろしく願い申し上げます。</p> <p>それでは、ただいまから議題の審議に入りますが、伊予市の小林委員及び西岡委員から所用のため欠席する旨、あらかじめご連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。</p> <p>会議の開催につきましては、規約第10条第1項の規定によりまして、委員の半数以上の出席が必要となっております。本日は委員総数21人に対し19人の参加であり、半数以上の委員に出席をいただいておりますので、本日の会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。また、報道関係者から撮影の申し出がありましたので、許可しておりますことをあわせてご報告申し上げます。</p> <p>なお、規約第10条第2項に、会長が会議の議長となると規定をいたしておりますので、会長に議長をお願いいたします。</p> <p>委員の皆様にお願いがございます。ご発言の際に挙手をいただきましたら、事務局職員がマイクをお持ちいたしますので、それをご使用いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議題の進行を中村会長をお願いいたします。</p>
中村議長	<p>規約に基づきまして議長を務めさせていただきます。よろしくご協力のほどお願い申し上げます。</p> <p>議事に入る前に、会議運営規程に基づき、本日の会議録署名委員さんを指名させていただきます。</p> <p>本日は、双海町の中嶋委員さん、伊予市の安田委員さんにご署名</p>

発言者	議題・発言内容
大森主任	<p>をお願いいたしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議題の審議に入らせていただきます。</p> <p>協議第23号財産及び債務の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>会議資料1ページを開いてください。</p> <p>協議第23号財産及び債務の取扱いについて説明申し上げます。</p> <p>この件につきましては、分科会、専門部会及び幹事会で協議、調整されましたものを提案するものです。</p> <p>財産及び債務の取扱いについて、次のとおり確認を求める。</p> <p>記以降でございますが、伊予市、中山町及び双海町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。</p> <p>続きまして、2ページをごらんください。</p> <p>財産及び債務の取扱いについて、簡単に説明させていただきます。</p> <p>市町村の合併が行われた場合、財産の処分を必要とするときは、地方自治法第7条第4項において合併関係市町村が協議してこれを定めるようになっております。</p> <p>原則的には合併関係市町村が持っていた財産（土地、建物、債権、債務など）は、すべて合併後の市町村が引き継ぐこととし、公の施設（地方自治法第244条、244条の2）についても、合併後の市町村の公の施設として設置することが通例です。</p> <p>財産処分に係る協議については、地方自治法第7条第5項によ</p>

発言者	議題・発言内容
<p>財政分科会</p> <p>長尾会長</p>	<p>り、合併関係市町村の議会の議決を経なければなりません。</p> <p>以下、地方公共団体における財産についての説明が続きますが、後の附属資料の説明と重複しますので省略させていただきます。</p> <p>なお、関係する主な法令の抜粋と県内先進事例を掲載しておりますので、参考にしていただけたらと思います。</p> <p>続きまして、財政分科会長より別冊の附属資料（その１）の説明をしていただきます。</p> <p>そしたら附属資料（その１）、財産及び債務の取扱いと書いております、こちらの方、財産及び債務の状況につきまして取りまとめを行っております。いずれも平成１５年度末現在値の数値で示しております。そのことを冒頭申し伝えておきます。</p> <p>それでは、１ページお開きいただきたいと思います。</p> <p>財産の状況ということで、ここで１市２町が持ち合わせている財産とは何かということの定義を冒頭表現しております。地方自治法の方で財産の定義をしているわけですが、１に公有財産、２番目に物品、３番目に債権、それと基金、大きくこの４種類に財産を分類されております。</p> <p>公有財産につきましては、ご存じのとおり不動産、動産、物権、無体財産、有価証券、出資による権利、不動産の信託による受益権、この７つに大別されることとなっております。</p> <p>それでは、その具体的な現在１市２町持ち合わせている内容を、３ページお開きいただきましたら数値でお示しをしてございます。３ページの方をお願いしたいと思います。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>資料1として公有財産の現状でございます。</p> <p>まず伊予市でございますが、土地を全体で58万8,007平方メートル、そして建物でございますが、木造の建物を1万601平方メートル、非木造、木造以外ですね、非木造の建物を9万9,844平方メートル、15年度末で所有をしてございます。</p> <p>続いて中山町でございますが、土地につきましては80万6,096平方メートル、建物でございますが、木造を7,728平方メートル、非木造を3万4,230平方メートルでございます。</p> <p>下の方の段にいきまして双海町でございます。土地を49万1,167平方メートル、建物でございますが、木造を8,792平方メートル、非木造を3万5,775平方メートル所有をしてございます。</p> <p>下の表でございますが、これを特別な山林の3団体とも持ち合わせてございます。山林の持ち合わせの状況でございますが、伊予市が面積でいきますと7万2,995平方メートル、立木の方、これは立方メートルの換算になるわけですが、635立方メートルの立木を所有してございます。</p> <p>中山町さん、山林どうございまして、面積にしますと32万234平方メートル、立木の方も1万4,114立方メートルの所有でございます。</p> <p>下の方、双海町さんでございますが、面積が21万8,300平方メートル、立木が5,177立方メートルの所有でございます。</p> <p>続いて4ページお開きをいただきたいと思います。</p> <p>動産につきましては、伊予市、中町町、双海町、1市2町ともに持ち合わせがございません。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>次の物権でございますが、伊予市についてのみ地上権 8 , 8 5 7 平方メートルでございます。これにつきましては南山崎小学校の借り上げに伴います地上権でございます。</p> <p>それと無体財産、次の有価証券、これもいずれの団体も持ち合わせはございません。</p> <p>次の出資による権利でございますが、伊予市が 2 億 8 , 5 5 3 万 5 , 0 0 0 円、中山町が 1 億 4 , 7 6 0 万 7 , 0 0 0 円、双海町が 6 , 2 8 4 万 8 , 0 0 0 円、それぞれ出資の権利を所有してございます。</p> <p>それと次の資料 2、債権でございますが、一般的には貸付金を言うわけでございます。いずれの団体も持ち合わせがございます。</p> <p>伊予市が水道事業への貸付金 4 , 7 0 8 万 1 , 0 0 0 円の債権の保有でございます。中山町が住宅新築資金等貸付金、それと地震被災者特別援護資金貸付金、この 2 項目でございます、合わせて 9 8 4 万 3 , 0 0 0 円の貸付金、いわゆる債権の保有でございます。双海町 1 件でございます、住宅新築資金等貸付金 1 , 8 9 8 万 8 , 0 0 0 円の保有でございます。</p> <p>3 団体合わせまして 7 , 5 9 1 万 2 , 0 0 0 円の債権の保有でございます。</p> <p>下の方、上段と重複しますが、貸付金として再掲をしております。ここで前段の債権の表と変わっておりますのが、伊予市の部分でございます、伊予市の真ん中のところに住宅関係というところ 8 , 1 4 3 万 2 , 0 0 0 円、数字が上がってございますが、これが上記の表でいきます住宅新築資金等貸付金の部分でございます。伊予市にも住宅新築資金貸付金が 8 , 1 4 3 万 2 , 0 0 0 円あるとい</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>うことでございます。</p> <p>右側 5 ページでございます。基金について触れております。</p> <p>基金でございますが、基金には資金を積み立てるための基金として、積み立て基金ですね。それと定額の資金を運用するための定額運用基金という 2 種類がございます。それをまた分類しますと、年度間の財源調整を専ら目的とする財政調整基金、これと地方債の償還の原資として保有しております減債基金、その 2 種類のほかにそれぞれの行政目的を達成するために、それぞれの行政目的に応じた積立金をしております特定目的積立金、このような 3 種類に大別をすることができます。</p> <p>その個々具体的な内容を 6 ページ以降にお示しをしております。6 ページの方をお開きいただきたいと思っております。</p> <p>資料 3 として基金の状況でございます。</p> <p>ここに平成 15 年度末というふうなことを書いてありますが、15 年度末現在の決算値による基金の現在高でございます。</p> <p>伊予市が積立金の現在高でございますが、27 億 8,590 万 7,000 円、中山町が 10 億 8,767 万 8,000 円、双海町が 8 億 7,064 万円、合わせて 47 億 4,422 万 5,000 円の基金現在高でございます。</p> <p>その内訳でございますが、財政調整基金、これにかかりましては、伊予市が 11 億 1,324 万 3,000 円、中山町が 4 億 7,000 万、双海町が 6 億 924 万 8,000 円、財政調整基金の合計が 21 億 9,249 万 1,000 円ということでございます。</p> <p>続いて、減債基金でございますが、伊予市が 4 億 2,374 万、中山町が 3,000 万、双海町が 1,150 万 6,000 円、合わ</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>せて4億6,524万6,000円ということになってございます。</p> <p>続いて、特定目的基金でございますが、伊予市が12億4,892万4,000円、中山町が5億8,767万8,000円、双海町が2億4,988万6,000円ということで、合わせて20億8,648万8,000円ということになってございます。</p> <p>それともう一つ定額運用基金ということで、土地開発基金とその他定額運用基金がございます。これら総合計として、伊予市が31億5,390万7,000円、中山町が12億936万4,000円、双海町が9億6,912万ということになってございます。</p> <p>その下の方の表は、先ほどの特定目的基金の個別で表現しております。</p> <p>それとずっと下の方へいきまして、特別会計というところになっておりますが、特別会計でもそれぞれ基金も積み立ててございます。3団体に共通しておりますのが、国民健康保険財政調整基金と介護保険事業運営基金でございます。</p> <p>伊予市が国保の財政調整基金を8,099万4,000円、介護保険の運営基金を4,555万8,000円、合わせて1億2,655万2,000円保有してございます。</p> <p>中山町は国民健康保険財政調整基金を1億3,556万6,000円、介護保険事業運営基金を394万9,000円、合わせて1億3,911万5,000円保有をしてございます。</p> <p>双海町でございますが、国民健康保険財政調整基金を6,000万円、介護保険事業運営基金を710万3,000円、合わせて6,710万3,000円、それぞれ保有をしてございます。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>7ページ、8ページでございますが、これは一応参考ということで土地開発基金の管理状況と、あとその他特定目的基金、定額運用基金の個々の内訳でございます。</p> <p>続いて、9ページの方お願いしたいと思います。公共施設の状況でございます。</p> <p>いずれの団体も公共施設を多々持ち合わせております。その内容につきまして、10ページ以降にそれぞれの公共施設と、その公共施設の持ち合わせ数値をお示しをしております。</p> <p>10ページをお願いしたいと思います。</p> <p>資料4として公共施設の状況でございます。</p> <p>1番目に道路を表現しておりますが、道路につきましては、伊予市が24万755メートル所有をしております。中山町が13万8,402メートル、双海町が16万2,166メートル、3団体合わせまして、道路が54万1,323メートル存在をしております。</p> <p>これに係ります改良率でございますが、道路の下から3行目、改良率というところがありますが、伊予市が78.7%の改良率、中山町が40.8%の改良率、双海町が22.8%の改良率でございます。</p> <p>続いて、次の舗装率ですが、伊予市が97.1%の舗装済み、中山町が92%の舗装済み、双海町が63.1%の舗装済みというふうなことになってございます。</p> <p>橋りょうにつきましては、いずれもあるわけですが、これはちょっと省略させていただきまして、次、公園でございます。</p> <p>市町立の公園でございますが、伊予市が24万207平方メート</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>ル所有をしてございます。中山町が12万平方メートル、双海町が14万6,175平方メートル、3団体合わせますと50万6,382平方メートルの所有をしていることになっております。</p> <p>続いて公営住宅につきましては、合計のところだけ説明をしたいと思います。木造の公営住宅を伊予市が157戸、非木造の公営住宅を417戸保有をしてございます。中山町が木造の公営住宅20戸、非木造を36戸保有をしてございます。双海町は木造の公営住宅はございませんで、非木造を46戸保有をしてございます。合わせて木造が177戸、非木造が499戸、それぞれの公営住宅を保有していることとなっております。</p> <p>続いて、廃棄物の処理施設ということで、し尿使用料の現状でございまして。</p> <p>伊予市が処理計画人口が3万1,346人ということになってございます。中山町が4,492人、双海町は5,400人ということになってございます。</p> <p>それに対しまして整備率といいましょうか実施率ですね、下から3行目に実施率というところがございまして、伊予市が21.2%の実施率、中山町が24.4%の実施率、双海町は48.3%の実施率ということになってございます。</p> <p>右側11ページでございまして。同じく廃棄物処理施設の、今度ごみについてでございます。</p> <p>処理計画人口は先のし尿と同じでございまして。実施率でございまして、いずれの団体も100%ということになっております。次の収集率でございまして、伊予市は100%、中山町が98.5%、双海町は92.5%ということになっております。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>続いて上水道でございますが、一番上段の上水道の段でございます。伊予市についてのみ上水道がございまして、上水道の給水人口、これが3万591人ということになっております。</p> <p>次の簡易水道でございますが、町営の簡易水道は中山町と双海町にございます。中山町では2,428人の給水人口、双海町では2,629人の簡易水道の給水人口でございます。</p> <p>一番下の方、普及率のところで見ますと、伊予市は98.7%の上水道普及率、中山町が59.3%、双海町が50.1%ということになってございます。</p> <p>次の下水道等、上段、公共下水道でございますが、現在の排水人口が、伊予市が1万1,855人、中山町が1,266人、双海町さんは公共下水道の方は現在ございません。</p> <p>そうしたことで普及率ですね。人口換算でいきます人口普及率でございますが、伊予市が37.8%中山町が28.2%、双海町は該当なしということでございます。区域面積に今度は換算してみますと、伊予市が3.8%の普及率、中山町は0.7%の普及率ということでございます。</p> <p>次、農業集落排水でございますが、これも伊予市と中山町についてのみでございます。排水人口で換算しますと、伊予市が1,551人、中山町が410人ということでございます。</p> <p>あと合併処理浄化槽、これの処理人口でございますが、伊予市が3,252人、中山町が756人、双海町が1,407人ということになってございます。</p> <p>これらをトータルして処理区域内の総合普及率に換算しますと、伊予市は53.4%、中山町が54.1%、双海町が26.1%の</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>普及率ということになってございます。</p> <p>次の児童福祉施設でございますが、これも主として保育所をとらえているわけでございますが、いずれの団体も公立の保育所を運営してございます。伊予市が7保育所、中山町が2保育所、双海町が2保育所、合わせて11の公立の保育所をそれぞれ運用してございます。</p> <p>一番下の老人ホーム、これは直営はございませんで、一部事務組合で現在運営をしております。その内容について表現をしております。</p> <p>12ページをお願いしたいと思います。</p> <p>老人福祉施設の老人ホームでございますが、これにつきましても直営の施設はございませんで、いずれも一部事務組合での運営ということになってございます。</p> <p>老人福祉施設の一番下の行ですね、老人デイサービスセンターというのがございますが、伊予市についてのみ1か所、老人デイサービスセンターを設置運営してございます。</p> <p>次の幼稚園でございますが、伊予市と中山町についてのみ公立の保育所がございませんで、双海町さんは公立の幼稚園は運営してございませんで、伊予市が3園、中山町が2園ということで、合わせて5園の公立保育所を運営しております。双海町さんにつきましては、公立の保育所が2園あるようでございます。</p> <p>続いて小学校でございます。いずれも小学校を運営してございます。学校数でいきますと、伊予市は4校、中山町も4校、双海町が3校ということになっております。</p> <p>次の中学校でございますが、これもいずれの団体も設置運営をし</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>ております。学校数でいきますと、伊予市が2校、中山町が1校、双海町が2校、合わせて5校の中学校ということになっております。</p> <p>続いて右側の13ページでございます。</p> <p>その他という項目がございますが、その他のところで市町村立となっておりますが市町立ですね。公立の支所・出張所でございますが、伊予市に3か所、中山町に1か所、双海町にも1か所、合わせて5か所の支所・出張所がございます。</p> <p>それと児童館と隣保館、これがそれぞれ1か所ずつ伊予市にございます。集会施設でございますが、伊予市に103か所、中山町に33か所、双海町に18か所、合わせて154か所の集会施設の保有がございます。</p> <p>それと下の農林業の区分でございますが、伊予市を除いて中山町、双海町に農道の所有がございます。中山町が2万216メートル、双海町が14万6,029メートルの町営の農道がございます。</p> <p>それと、一つ飛ばしまして林道でございますが、伊予市を除いて中山町、双海町に林道がございます。中山町は3万3,401メートル、双海町が3万8,540メートルの林道の所有ということになっております。</p> <p>続いて14ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>債務の状況ということです。</p> <p>債務ということで、一般的には借金ですね。法律用語でいきますと、金銭を払ったり、物を渡したりすべき法律上の義務というふうな表現をしておりますが、一般的には借金です。地方公共団体でい</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>いますと、俗に言う地方債と債務負担行為と、この2種類がございます。その内容を15ページ以降にお示しをしております。</p> <p>15ページに資料5で、地方債の状況ということで15年度末での地方債の現在高をお示ししております。</p> <p>合計のところをご説明したいと思いますが、合計のところを見ていただきますと、伊予市が102億4,258万8,000円の地方債残高でございます。中山町が45億5,480万8,000円、双海町が53億7,680万6,000円、3団体合わせますと201億7,420万2,000円という地方債残高でございます。</p> <p>ちなみにこれを住民1人あたりに割ってみますと、伊予市につきましては、1人当たり32万8,257円の借金を背負っているということになります。中山町は99万6,894円、双海町が99万5,889円ということで、いずれも相当額の地方債現在高であるということでございます。</p> <p>下の表でございますが、特別会計に係りまして、この地方債というのを借り入れてございます。この残高があるわけでございますが、伊予市が公共下水道、この整備を進めております関係上、公共下水道の地方債残高が69億509万6,000円でございます。それと農業集落排水事業の残高が4億7,324万9,000円、合わせて73億7,834万5,000円の現在高でございます。</p> <p>中山町は簡易水道事業として7億7,161万7,000円、国民健康保険が457万5,000円、特定環境保全公共下水道事業、この分が7億8,338万2,000円、農業集落排水事業が3億2,950万8,000円、それと特定地域生活排水処理事</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>業、これが6,060万円、合わせて19億4,968万2,000円ということでございます。</p> <p>双海町さん1件のみ簡易水道事業でございまして、5,194万1,000円ということになってございます。</p> <p>特別会計のみで、3団体合わせますと93億7,996万8,000円ということになります。さきの普通会計と合わせますと、3団体トータルで295億5,417万円ということの地方債現在高となっております。</p> <p>続いて16ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>公債費の状況ということでございます。</p> <p>公債費といいますのは、この先ほどの地方債の償還を意味するわけでございます。地方債残高は先ほど前段で申しましたとおりの数字でございます。</p> <p>そのうち次の公債費でございます。これは年々の地方債の償還にあてがう数字でございますが、伊予市が11億4,425万4,000円、この公債費として起債の償還を行っております。中山町が5億8,672万2,000円、双海町が5億4,801万1,000円、3団体合わせますと22億7,898万7,000円、公債費として地方債の償還を行っております。</p> <p>17ページ以降に、この地方債残高に関係しまして、これまでこの地方債の借入れを行った事業と、それに係る地方債の額を平成2年度から平成15年度までの間、掲載をしております。また、参考にごらんをいただいております。また、参考にござらんをいただいております。</p> <p>ちょっと飛びまして20ページをお開きいただきたいと思いません。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>債務負担行為の状況でございます。この債務負担行為といいますのは、将来の義務的経費として歳出予算を拘束するものということで、予算に掲げられた義務費でございます。その内容につきまして21ページ以降に掲載をしております。</p> <p>資料6として債務負担行為の状況ということでございます。</p> <p>まず伊予市でございますが、土地開発公社、こちらの方に債務損失補償ということで26億円の損失補償をしております。それと、その他ということで中学校のパソコン代でありますとか、戸籍電算システムのシステム料あるいは次世代育成支援対策地域行動計画策定事業、こういったものへの債務負担行為を行っております。限度額として上限額が27億699万9,000円という債務負担行為でございます。</p> <p>これに係りまして16年度以降の実質支払い予定額でございますが、7,801万9,000円ということになっています。</p> <p>右側、中山町でございます。電算システムあるいは小中学校の電算機器、土地開発公社の債務保証、以下、農林水産商工関係、住宅、下水道への利子補給等々、合わせまして限度額が9億5,342万4,000円ということになってございます。</p> <p>これに係ります実質的な16年度以降の支出予定額は3億511万1,000円ということになっております。</p> <p>下の表でございます、双海町でございます。双海町は町長の公用車リース代、それと次世代育成支援対策地域行動計画負担金ということで2件でございます。合わせて427万4,000円の限度額。16年度以降の実質支出予定額が244万8,000円ということになっております。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>22ページ、特別会計として表を掲載してございますが、特別会計につきましては、債務負担行為は現在ございません。</p> <p>続いて23ページでございます。</p> <p>企業会計の状況というふうに記しておりますが、ここで言います企業会計は公営企業を指しております、唯一伊予市のみに水道事業会計を、公営企業法の適用を受けた水道事業会計というのを運営してございます。</p> <p>その決算状況でございますが、24ページに資料7として企業会計の状況という表でもって掲載をしてございます。</p> <p>損益計算書と貸借対照表でもって15年度の決算値を表現してございます。損益計算書の下から3行目、当年度純利益でございますが、6,195万8,000円ということで、一般に言う黒字という会計になってございます。前年度からの繰越利益剰余金、これが1億8,180万円ということで、合わせまして当年度未処分利益剰余金が2億4,375万8,000円あるということになっております。</p> <p>以下、資産、負債、資本を数値でお示ししております。</p> <p>続いて右側の25ページ、地方公社の状況でございます。</p> <p>地方公社と申しますのが、一般的には100%出資をして設立しております土地開発公社というのが3団体とも設立をされております。それと別途、一般に言う第三セクター、企業と民間と共同出資をして設立した第三セクターというの、いずれの団体も設立してございます。</p> <p>その内訳を26ページ以降にお示ししております。</p> <p>26ページでございますが、資料の8として土地開発公社の状況</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>でございます。伊予市、中山町、双海町ともに土地開発公社を設立しております。いずれも資本金は500万円ということになっております。</p> <p>この損益計算書のところでございますが、当期利益ということでは15年度の決算値でございますが、伊予市がマイナス454万5,000円ということになっております。中山町がマイナス8万8,000円、双海町が三角の7万7,000円ということで、いずれの団体も事業を行っていないため、単年度ではマイナスという決算でございます。</p> <p>それと27ページ以降に、それぞれ土地開発公社が現在保有をしております土地の状況を掲載しております。また、ごらんになっていただきたいと思っております。</p> <p>28ページも同じく双海町さんの土地開発公社が保有しております土地の現状でございます。</p> <p>続いて29ページ、第三セクターの現状でございます。</p> <p>先ほど申しましたとおり3団体とも、この第三セクターというのを設立してございます。伊予市が1法人、15年度末でございますので、中山町が4法人、双海町が1法人ということになってございますが、中山町の4法人につきましては、16年1月に3法人を統合して1法人としているようでございます。そうした関係で、現在では2法人ということになっているようでございます。</p> <p>30ページ以降に、その第三セクターの個別団体、それぞれの法人ごとの決算状況を掲載しております。</p> <p>伊予市には株式会社まちづくり郡中という第三セクターがございます。資本金が4,000万円でございます。損益計算書のところ</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>の当期利益をごらんいただきたいと思いますが、三角の180万9,000円ということで、この団体は単年度では赤字決算ということになってございます。</p> <p>右側、中山町の有限会社遊栗館、これが資本金が3,000万円でございます、同じく損益計算書の当期利益の欄でございますが、582万4,000円の黒字ということでございます。</p> <p>右端、有限会社クラフトの里、これも出資金は3,000万円ということでございまして、当期利益は三角の160万3,000円ということでございます。</p> <p>次31ページ下の方でございますが、引き続いて中山町の有限会社中山町特産品センターでございます。出資金が1,000万円ということで、当期利益は763万7,000円の黒字ということでございます。</p> <p>それから中山町さんの株式会社プロシーズでございますが、出資金が9,500万円ということでございます。当期利益は346万9,000円の黒字法人ということのようでございます。</p> <p>最後、双海町の有限会社シーサイドふたみでございますが、出資金が2,000万円、損益計算書の当期利益が353万9,000円の黒字法人ということでございます。</p> <p>32ページ以降に、それぞれ個々法人の第三セクターに係ります事業内容あるいは決算状況、赤字解消対策方針を参考に掲載をしております。</p> <p>ずっと飛びまして38ページをお開きいただいたらと思います。</p> <p>一部事務組合の状況でございます。</p> <p>いずれの団体も一部事務組合を組織して事務の一部を共同処理し</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>でございます。伊予市が9組合、中山町が10組合、双海町が11組合加盟をしております。延べでいきますと15組合加盟をしていることになっております。そのうち1市2町、3団体が共通をしております組合は4組合ということになっております。</p> <p>右側39ページに資料10として一部事務組合の状況を掲載しております。</p> <p>松山広域福祉施設事務組合、松山養護老人ホーム事務組合、伊予郡養護老人ホーム組合、この3つが老人ホーム関係の一部事務組合でございます。それと次が中予広域水道企業団、続いて伊予地区ごみ処理施設管理組合、それと内山衛生事務組合、伊予市松前町共立衛生組合、大洲・喜多衛生事務組合、それと3団体共通して加盟しております伊予消防等事務組合、続いて伊予市外三カ町村共有物組合、それと3団体次も共通しているんですが、愛媛県市町村職員退職手当組合、次のも3団体共通しておりますが、愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合、次の愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合、これが中山町と双海町が共通で加盟をしております。それと次の愛媛県自治会館管理組合、これも中山町と双海町が加盟をしております。愛媛県市町村交通災害共済組合、これも同じく中山町と双海町が加盟をしております。</p> <p>下の方、ただいま申しました一部事務組合のそれぞれについて15年度の決算状況、それと保有の財産状況を掲載しております。</p> <p>1番目が特別養護老人ホームということで、松山広域福祉施設事務組合、これが伊予市、中山町、双海町ともに現在も加盟をしております。</p> <p>40ページでございますが、松山養護老人ホーム事務組合、これ</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>は伊予市についてのみ加盟をしております。</p> <p>次の伊予郡養護老人ホーム組合、これは中山町と双海町2町が加盟をしております。</p> <p>右側41ページ、中予広域水道企業団、これは伊予市と双海町が加盟をしております。</p> <p>その下、伊予地区ごみ処理施設管理組合、これは伊予市と双海町が加盟をしております。</p> <p>次の42ページ、43ページでございますが、内山衛生事務組合、これはごみ処理の関係でございますが、中山町のみが加盟をしております。</p> <p>下の方、伊予市松前町共立衛生組合、これはし尿の関係でございますが、伊予市のみ加盟をしております。</p> <p>右側43ページ、大洲・喜多衛生事務組合でございますが、これもし尿の関係でございます。中山町と双海町が加盟をしております。</p> <p>その下、伊予消防等事務組合、これは消防事務と広域斎場の関係でございます。1市2町ともに加盟をしております。</p> <p>続いて44ページ、45ページでございます。伊予市外三カ町村共有物組合、これは財産の管理組合でございます。伊予市についてのみ加盟ということになっております。</p> <p>その下、愛媛県市町村職員退職手当組合、これは職員の退職手当の関係の組合でございます。1市2町ともに加盟をしております。</p> <p>右側45ページ、愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合でございますが、これは消防団員の災害補償の関係の組合でございます</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>が、1市2町ともに加盟をしてございます。</p> <p>下の方、愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合、これは町村の議会議員の公務災害補償の関係でございますが、中山町と双海町2町が加盟しております。</p> <p>最後46ページ、上段、愛媛県自治会館管理組合、これは自治会館というのが松山市にあるわけですが、そちらの方の管理を主として行う組合でございます。中山町と双海町2町が加盟しております。</p> <p>最後、愛媛県市町村交通災害共済組合でございますが、これにつきましても交通災害の共済掛け金の関係でございます。中山町と双海町2町が加盟しております。</p> <p>以上、駆け足で大変申しわけなかったんですが、財産と債務の状況ということで15年度末現在値の状況をご報告させていただきます。終わります。</p>
中村議長	<p>大変長い説明でございましたが、ただいま事務局から財産及び債務の取扱いについて申し上げました。</p> <p>この件につきまして、ご質問、ご意見を受けたいと思います。</p> <p>日野委員。</p>
日野委員	<p>財産、債務の取扱いについて財産、施設、債務はすべて新市に引き継ぐとありますが、各種基金については合併までに使ってしまって、残ったものを新市へ引き継ぐというのか、できるだけ現状のまま残して新市へ引き継ぐものと理解すればいいのか。そのあたりについて、まずお尋ねをいたしたいと思います。</p>

発言者	議題・発言内容
<p data-bbox="316 387 427 421">中村議長</p> <p data-bbox="256 521 400 555">財政分科会</p> <p data-bbox="316 589 427 622">長尾会長</p>	<p data-bbox="512 387 722 421">事務局、どうぞ。</p> <p data-bbox="512 589 922 622">ただいまのご質問でございます。</p> <p data-bbox="483 656 1337 891">基金に限らず、すべてこれは先ほど申しましたとおり15年度末の数字でございます。16年度現在でも行政運営は進んでいるわけで、基金あるいは債権、債務、土地、いずれにしましても変動はあろうかと思えます。</p> <p data-bbox="483 925 1337 1160">ご質問の基金につきましては、一応事務局レベルで申し合わせしておりましたのが、14年度末現在値の財政調整基金、これに係っては14年度末の数値をおおむねの目安として、できるだけその数値を引き継ごうということで協議をまいりました。</p> <p data-bbox="483 1193 1337 1630">しかしながら、ご存じのように16年度当初予算を編成する時点におきまして、国の方から三位一体改革ということの具体的な内容が示されております。非常に厳しい状況でございました。それを受けまして、それぞれの団体、共通して当初予算の編成には苦慮したわけですが、どうしてもいずれの団体も基金を取り崩して財源を充当しなければ予算が組めないというような状況もございまして、幾分16年度にかかわりましては基金の取り崩しをしております。</p> <p data-bbox="483 1664 1337 1832">そうしたことで、きょうここにお示した数字は減少をするというふうに予想しているわけですが、そうした内容でもって新市に引き継ぐということになるかと思っております。</p> <p data-bbox="512 1865 635 1899">以上です。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	日野委員。
日野委員	<p>ただいまの説明では、基本的にはこの基金はできるだけそのまま引き継ぎたいというふうな意向のようであったわけですが、この附属資料（その１）６ページをみますと、中山町における財政調整基金４億７，０００万円あるわけですが、このうち４億を１６年度中に使うと。また、減債基金の３，０００万円を取り崩すと。また、中ほどにありますこの拠点消防施設建設準備基金の１億円も取り崩される予定のようであります。また、平成１５年度においては、真ん中あたり野中小学校教育振興基金、以下４つ余り、合計で約７，０００万円強が一般財源として利用されているような状況のようですが、こういったことについては３市町で協議というものをしたのかどうかお尋ねをいたします。</p>
中村議長	事務局、どうぞ。
財政分科会	
長尾会長	<p>いずれにつきましても３市町で協議といいましょうか、前段で基金の取り崩しをするときは通知をしておうというような申し合わせをしておりました関係上、それぞれで通告といいましょうか、通知をした上で取り崩しを行ってきております。</p>
日野委員	<p>余り触れたくはないんですが、８月４日の新聞報道によると、職員の給与引き上げにより不足する財源、約５４０万円相当が現行予算では対応すると。そして補正予算は計上しないというふうに報道</p>

発言者	議題・発言内容
<p>中村議長</p>	<p>されております。そのことは当初から職員組合の職員の給与の引き上げることを見込んだ予算編成をしておいたのではないかと。そして、非常に厳しい財政事情の中にもかかわらず、この基金を取り崩し、それを予算編成の方で回していくというふうなことに理解ができるわけですが、そこらあたり、この基金の取り崩しと、その利用方法について、いささか疑問が残るわけですが、その点についてはどのように考えておられるのか、お伺いをいたしたい。</p> <p>どうぞ。</p>
<p>中山町総務課 井手窪課長</p>	<p>先ほど日野委員さんからご質問がありましたことについて、中山町の方からお答えさせていただきたいと思います。</p> <p>まず最初に基金の取扱いについては、事務局の方からご説明を申し上げましたとおり、それぞれ協議の中で進めたわけですが、ご多分に漏れず中山町におきましても三位一体の改革により、交付税及び補助金の大幅な削減により平成16年度予算編成においては、他の自治体と同じように基金の取り崩しを余儀なくされたということでございます。</p> <p>基金の使い道につきましても、特定の事業を行うという意味でなくて、一般経費に充当し、使用をしたものでございまして、特定の事業に行ったものではございません。</p> <p>それで、先ほどの目的基金につきましては、いわゆる伊予地区合併協議会の時からたびたび議論されておりましたように、建設計画の中でもお示しさせていただきましたように、いわゆる基金を積み</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>立てて中山町の安全、安心を中山町に求めるために、拠点消防施設の整備につきましては老朽化してございますので、基金を積み立ててございました。それについては基金を取り崩し活用させていただいたということでございます。</p> <p>それからいわゆる給与につきましても、当初予算でそれだけの含みを給与体系の引き上げを行うたびに予算を、当初予算から含み予算を含んどったんじゃないかというようなことございますが、そういうことございませんので、急きょ退職者なり、また8月以降、産休予定者等ございまして予算に余裕ができたということで、中山町では7月が定期異動に当たっておりますので、伊予市、双海町さんでは4月ということございますが、中山町は7月ということございまして、それを踏まえて予算の許す限りの、伊予市でいますと係長以上のクラスについて引き上げを行ったものでございまして、初めからそういう予算を組んどったというのではございません。</p> <p>以上でございます。</p>
中村議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（発言する者なし）</p>
中村議長	<p>特別ほかにもないようございますので、お諮りをいたします。</p> <p>協議第23号財産及び債務の取扱いにつきましては、原案のとおり確認するということにご異議ございませんでしょうか。</p>

発言者	議題・発言内容
<p data-bbox="316 450 427 483">中村議長</p> <p data-bbox="316 853 427 887">坪内主任</p>	<p data-bbox="746 320 1070 353">(「異議なし」の声あり)</p> <p data-bbox="483 450 1337 551">ご異議ないようでございますので、協議第23号につきましては原案のとおり確認をさせていただきます。</p> <p data-bbox="483 584 1337 685">次に、協議第24号一部事務組合の取扱い(その2)についてを議題といたします。</p> <p data-bbox="507 719 834 752">事務局に説明を求めます。</p> <p data-bbox="515 853 866 887">4ページをごらんください。</p> <p data-bbox="483 920 1337 1223">これは前回の協議会におきまして、一部事務組合等の取扱い(その1)をご確認いただいたところではありますが、今回は残りの一部事務組合、特別養護老人施設関係、養護老人ホーム関係の組合と3市町の土地開発公社及び第三セクターの取扱いについて、ご提案申し上げます。</p> <p data-bbox="483 1256 1337 1357">それでは4ページの方、協議第24号一部事務組合等の取扱い(その2)について。</p> <p data-bbox="483 1391 1337 1491">一部事務組合等の取扱い(その2)について、次のとおり確認を求めます。</p> <p data-bbox="507 1525 778 1559">記以降でございます。</p> <p data-bbox="483 1592 1337 1760">一部事務組合の取扱いについては、まず1、松山広域福祉施設事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加する。</p> <p data-bbox="483 1794 1337 1962">2、伊予市が加入している松山養護老人ホーム事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日旧伊予市の区域で加入する。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>3、中山町及び双海町が加入している伊予郡養護老人ホーム組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に旧中山町及び旧双海町の区域で加入する。</p> <p>続きまして、土地開発公社の取扱いについては、4、中山町土地開発公社及び双海町土地開発公社については、所有する財産の全てを伊予市土地開発公社に譲渡し、合併の日の前日をもって解散する。</p> <p>伊予市土地開発公社については、新市土地開発公社として存続する。</p> <p>次のページをお開きください。</p> <p>第三セクターの取扱いについては、株式会社まちづくり郡中、有限会社栗の里なかやま、株式会社プロシーズ及び有限会社シーサイドふたみについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後において経営基盤の強化を図るよう指導に努めるものとする。</p> <p>6ページをごらんください。</p> <p>一部事務組合等の表に松山広域福祉施設事務組合、松山養護老人ホーム事務組合、伊予郡養護老人ホーム組合の現況を記載しております。以下、網かけをしております組合は、前回の協議会でご確認いただいた組合であります。</p> <p>8ページの下段の表が3市町の土地開発公社の現況を記載しております。それぞれの土地開発公社の経営状況については、先ほどの財産及び債務の取扱いでお示したとおりでございます。</p> <p>9ページから11ページにかけては、第三セクターの現況を載せております。伊予市におきましては、平成13年に設立いたしました株式会社まちづくり郡中、中山町におきましては、平成16</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>年1月に第三セクター3社、遊栗館、クラフトの里、特産品センターを統合整理いたしました有限会社栗の里なかやまと株式会社プロシーズ、双海町におきましては、有限会社シーサイドふたみの4社がございます。</p> <p>第三セクターの経営状況につきましても、先ほどの財産と債務の取扱いでお示ししたとおりでございます。</p> <p>それでは12ページをごらんください。</p> <p>ここには土地開発公社の取扱いについて説明を記載しております。</p> <p>公有地の拡大の推進に関する法律において「地方公共団体は、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取扱及び造成その他の管理等を行わせるため、単独で、又は地方公共団体と共同して、土地開発公社を設立することができる。」と定められております。</p> <p>市町村が土地開発公社を設立しようとする場合は、議会の議決を経て定款を定め、都道府県知事の許可を受けなければなりません。</p> <p>また、土地開発公社が定款の変更をする場合や解散をする場合は、設立団体の議会の議決を経て都道府県知事の許可を受けることが必要とされており、解散した場合に残余財産があるときは、定款の定めるところにより分配しなければなりません。</p> <p>なお、解散した土地開発公社は、民法の規定を準用し、清算の目的の範囲内において、清算が終了するまで存続するものとみなされます。</p> <p>また、土地開発公社の統廃合につきましては、公拡法に特別の規定がないため、公拡法の解散の規定を用いて手続を進めることにな</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>ります。</p> <p>次に、土地開発公社の統廃合の事例について説明をいたします。</p> <p>まず、A町とB町が合併し、新たにC市を設立する場合に、A町土地開発公社とB町土地開発公社があるとき、2つの土地開発公社を統合する方法には2つの方法が考えられます。</p> <p>1つ目といたしまして、B町土地開発公社を解散するとともに、A町土地開発公社を定款変更により新市のC市土地開発公社として存続する方法。</p> <p>2つ目といたしまして、A町土地開発公社とB町土地開発公社を解散し、新たに新市のC市土地開発公社を設立する方法がございます。</p> <p>実務的には1つ目の方法が簡便であるため、先進地の事例でもこの方法がとられているようです。</p> <p>そこで1つ目の方法といたしまして説明をいたします。</p> <p>B町土地開発公社を解散するとともに、A町土地開発公社の定款変更を行いC市土地開発公社にする場合、この場合にもやはり2つの方法があります。保有する土地をA町土地開発公社に無償で譲渡する方法と、有償で譲渡する方法であります。</p> <p>ケース1ということで、無償で譲渡する場合には、B町土地開発公社の持つ金融機関に対する債務を金融機関の同意を得て、存続するA町土地開発公社が引き受けて、その際、B町土地開発公社の持つ金融機関への債務に対するB町の債務保証を消滅させるとともに、債務を引き受けたA町土地開発公社に対し、A町がその相当分について新たに債務負担行為を定めた上で債務保証をいたします。</p> <p>同時にB町土地開発公社は、B町土地開発公社の保有する土地を</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>A町土地開発公社に無償譲渡といたします。また、同時にB町に対する土地未収金債権を存続するA町土地開発公社に譲渡をいたします。</p> <p>続きまして、ケース2といたしまして、土地を有償で譲渡する場合には、A町は債務負担行為で定めた上で存続するA町土地開発公社に対して、B町土地開発公社の保有土地を購入するための資金相当額を債務保証いたします。</p> <p>債務保証を受けたA町土地開発公社は、B町の土地開発公社の保有する土地の購入資金を金融機関から調達し、B町土地開発公社の土地を購入いたします。</p> <p>B町土地開発公社は、その譲渡資金をもって金融機関へ、その借金を弁済いたします。</p> <p>いずれの場合にもA町が新たに債務保証をした債務者の立場及びB町が新たに債務保証した債務者の立場は、合併した後も当然新市に引き継がれます。</p> <p>そして、その手続といたしまして、B町土地開発公社の解散に伴う残余財産の帰属先は、通常定款でB町になっていますが、清算が終了したときにはB町は合併によって消滅をいたしております。そのため、B町土地開発公社は、A町とB町が合併する前に速やかに定款の変更を行って、残余財産の帰属先を新市にし、定款の変更の施行日を合併の日にいたします。B町土地開発公社は、公拡法の規定に基づいてA町とB町が合併する前に解散手続をし、解散日を合併の日の前日にいたします。</p> <p>そして、次に存続するA町土地開発公社の設立団体であるA町は、合併によって新市のC市となるため、合併後速やかに新市の市</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>長の職務執行者は、公拡法の規定に基づき、A町土地開発公社をC市土地開発公社にいたします。</p> <p>また、土地開発公社の解散に伴う精算の手続は、民法の法人の精算に関する規定が準用されておりますので、これに従って清算することになります。</p> <p>参考といたしまして、解散までの手続をフローチャート図にしております。</p> <p>以上が土地開発公社についての説明であります。</p> <p>続きまして、15ページをお開きください。</p> <p>15ページが第三セクターについての説明を記載しております。</p> <p>第三セクターとは、市町村が出資して、商法の規定に基づき設立された株式会社あるいは有限会社などの経営形態をとる法人のことです。通常、公的、非営利的な特性を持つ自治体と利潤を追求する特性を持つ民間業者とが共同で出資し、本来は公共部門で行うべき事業に民間部門の資金力や経営ノウハウを積極的に活用するために考え出された方式であります。いわゆる公共部門でも民間部門でもない第3の部門、セクターということで、この名前がつきました。</p> <p>合併に伴って、合併関係市町村が公益法人や第三セクターに出資している場合、その出資者または株主である地位は合併市町村に引き継がれます。そして、市町村合併は、合併関係市町村が出資している第三セクターの統廃合に直ちにつながるものではありませんが、効果的、効率的な管理を図る上で必要があると判断される場合には、第三セクターの統廃合の検討も必要となることを視野に入れておく必要があります。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>以下、16ページから22ページまでが今までご説明いたしました関係する主な法令を参考に記載しております。</p> <p>23ページには県内の先進地事例といたしまして、砥部町・広田村合併協議会、大洲喜多合併協議会、内子町・五十崎町・小田町合併協議会の例を載せております。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
中村議長	<p>一部事務組合の取扱いについて、ご意見がございましたら受けたいと思います。</p> <p>日野委員。</p>
日野委員	<p>各種福祉施設や養護老人ホーム等は、現在、民間業者がかなり進出をしております、公営の上記施設は、ほぼその目的を達成できたのではないかというふうに思いますが、今後はこういった公営の施設について整理統合すべき時期を迎えたのではないかというふうにも思うわけですが、その点についてどのような考え方を持っておいでなのか、お伺いをいたします。</p>
保健福祉部会 八倉会長	<p>日野委員さんのご質問にお答えを申し上げます。</p> <p>特に最近では特別養護老人ホームについては、民間の福祉法人が進出してきております。また、養護老人ホームにつきましては、民間の企業の参入は少ないわけですが、特別養護老人ホーム、また養護老人ホーム施設につきましては待機者もまだござい</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>す。</p> <p>そういう中で現在のところ、こういう老人福祉施設については、まだ存続すべきものと考えておりますが、日野委員さんのおっしゃるとおり、この件につきましては将来的な課題と考えております。</p> <p>以上、お答え申し上げます。</p>
中村議長	<p>ほかにご覧いませんか。</p> <p>(発言する者なし)</p>
中村議長	<p>ご意見もないようですので、お諮りをいたします。</p> <p>協議第24号一部事務組合等の取扱い(その2)につきましては、原案のとおり確認するということでご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
中村議長	<p>ご異議ないようでございますので、協議第24号につきましては原案のとおり確認をさせていただきます。</p> <p>次に、協議第25号公共的団体等の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
大森主任	<p>それでは、会議資料24ページをお願いいたします。</p> <p>協議第25号公共的団体等の取扱いについて説明いたします。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>この件につきましても分科会、専門部会及び幹事会で協議、調整されたものを提案するものでございます。</p> <p>公共的団体等の取扱いについて、次のとおり確認を求める。</p> <p>記以降でございますが、公共的団体等の取扱いについては、新市の一体性の速やかな確立を図るため、各団体の実情を尊重しつつ、統合整備に努めるものとする。</p> <p>1、設立の趣旨、活動等が共通している団体は、合併時に統合できるよう調整に努める。</p> <p>2、設立の趣旨、活動等が共通しているが、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて調整に努める。</p> <p>3、設立の趣旨、活動等が共通しているが、地域に密着しているなどのため調整が困難な団体、及び各市町に共通していない独自の目的を持った団体については、原則として現行のとおりとする。</p> <p>次ページを開いていただきまして、25ページをお願いいたします。</p> <p>公共的団体等とは、その市町村の区域内にある農業協同組合、森林組合、その他の協同組合、商工会、商工会議所等の産業経済団体、青年団、婦人会等の文化事業団体等の公共的活動を営むすべての団体を含み、法人たると否とを問いません。</p> <p>合併特例法第16条第8項では、いつまでも従来の市町村単位で各種の公共的団体等が存在することは、合併市町村の一体性の早期確立の上から好ましくないという観点から、市町村合併に際して、その区域内の公共的団体等は、その統合整備を図るよう努めなければならないとしています。</p> <p>それから、個別の公共的団体等の調整方針について一覧表にしま</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>したのが、別冊の附属資料（その２）の１ページから４ページでございます。</p> <p>ここでは市町から何らかの補助金を受けている、または市町に事務局を置くなど、市町と密接な関係にある公共的団体等を取り上げています。</p> <p>各ページの上段に１から３までの調整方針の説明を記入し、その下に各市町の公共的団体等の名称を並べ、１から３までの調整方針を示しております。</p> <p>調整方針１に当たりますのは、趣旨も活動も同様の団体です。</p> <p>例えば１ページ下から１０行目の各市町の老人クラブ連合会といったようなものが考えられます。</p> <p>２に当たりますのは、趣旨、活動ともに同様ですが、地域との密着性が強い団体です。</p> <p>例えば４ページ下から２行目にあります伊予市愛護班連合会、中山町の分館単位での愛護部、双海町の自治公民館単位での愛護部などが考えられます。</p> <p>３に当たりますのは、趣旨、活動が共通しているが、地域に密着しているため、あるいは独自の目的を持って活動しているために統合が困難な団体で、例えば今の同じ４ページの上から１２行目にあります伊予市の尾崎獅子組、中山の永木獅子舞保存会、双海町の両谷獅子舞保存会などが考えられます。</p> <p>以下、資料についてお目通しを願えればと思います。</p> <p>以上で説明を終わります。審議のほどよろしく願いいたします。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>公共的団体等の取扱いについて、ご説明を申し上げたわけですが、この件につきまして、ご質疑、ご意見を受けたと思います。</p> <p>どうぞ、上岡さん。</p>
上岡委員	<p>これが決定したとした場合に、いつの時期にどういう方法で、この所属されている団体とか団体長には知らせていただけるのかということと、調整していくということにつきましては、どういう予定で、それを進めていくのかをお知らせ願えたらと思います。</p>
中村議長	<p>事務局。</p>
和田局長	<p>ここに掲げておりますのは行政とも関係が深い団体ということでありますので、それぞれ行政の担当の部署あたりで、こういう団体と接する機会、総会でありますとか、そういう接する機会等を通じて合併特例法の趣旨をご説明申し上げて、こういう方向で調整するのが望ましいのではないですかというようなことで指導を、お願いをしていくということになります。</p> <p>ですから、それぞれの団体、それから活動の種類によって、一律に指導なりするというにはならないと思いますけれども、そういうあらゆる機会をとらえて、そういうお願いをしていく、ご指導をしていくということになるかと思えます。</p> <p>その決定は、あくまでも団体が自主的に行うということにはなりません。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	わかりましたか。どうぞ。
上岡委員	それでわかるのはわかったんですけども、その機会をとらえてということになりますと、今後なんですけれども、活動をしていくのに、できるだけというよりも、早い時期に言っていたかないと、その団体が次年度からの活動がやりにくくなるのではないかと思いますので、そこらあたりを考えていただきたいなと思います。
和田局長	そのようにそれぞれの部署にご意見はお伝えはします。あらゆる機会をとらえるというのも、できるだけ早い機会にということで、団体の方にはできるだけお伝えするようにしたいと思います。
上岡委員	それにつきましては、もう各市町の部署というか担当の方々とということでとらえてよろしいのでしょうか。
和田局長	合併前にまずやる必要がありますから、合併前については、それぞれの市町の担当の部署からということでもありますけども、それぞれの部署は、今部会、分科会というような形で連携をとっておりますので、そのあたり3市町の連携もとりながらということにはなります。
中村議長	ようございましょうか。 どうぞ、高橋さん。
高橋委員	前にも言ったんですけど、消防のことでちょっと手違いとか、そ

発言者	議題・発言内容
	<p>うということがあって、事務主導にならないようにしていただきたいと思うんですよ。</p> <p>だから、各市町村専門部会で検討して、こういう資料が上がってきているわけですから、もしこの資料を見たりしたら、決定してからこうなったぞというふうな説明にならないように。やっぱり各専門部会で、各市町関係の偉い人が出ておられるわけですから、そこら辺の説明はやっぱり各市町担当者がちゃんと情報を流して、そしてやっぱり各団体がびっくりしないような形にしていきたい。そういうように思います。よろしくをお願いします。</p>
中村議長	事務局、どうですか。
和田局長	<p>この公共的団体につきましては、行政の機関ではございませんので、あくまでも公共的団体自らが自主的に判断しないと、行政が一方的にやるということは、手続上もあり得ないわけですが、指導に当たってもそういう趣旨は十分配慮したいと思います。</p>
中村議長	どうぞ、中嶋委員さん。
中嶋委員	<p>ただいまの中山さんのご意見と、これ重複するんですが、新市の一体性の速やかな確立を図るためにという趣旨は私も十分理解するんですが、その大前提に我々が最初に描いたのは、そしてまた会長さんがおっしゃったのは分散共生型の郷（くに）づくりであったと思うんです。そこら辺をよく踏まえて、事に当たっていただきたい、かように思います。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>具体的には今お話がありましたように、関係団体といたしまして、それぞれの顔を持っています。そこら辺の検討を十分に尊重して事を進めていただきたい。</p> <p>特にここで1になっていますのは、いわゆる合併時にこれを見ますと、やっていくんだといったような姿勢が感じられます。そこら辺も大前提、いわゆる重ねて申しますが、分散共生型のまちづくり、ここ辺に反しないようなことを常に振り返りながら対していただきたい、かように存じますので、つけ加えておきます。</p> <p>以上です。</p> <p>この協議会としてのご意見ということで受けてほしいと思います。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>この内容はあくまでも参考の調整方針でございますので、老人クラブ部会が一つになるということもなかなか難しいかもしれません。ですから、連合会という形で横ではつながっているという方法もとれるわけですので。その下にある社会福祉協議会につきましても、それぞれ同じ地域で活動しているわけですから、その中にいわゆる連合協議会というようなものが出てくるのかどうか。そのあたりも含めて今後検討する余地があるかと思えます。</p> <p>それぞれ皆さん方で恐らく協議を、特に社会福祉協議会あたりは何回か会合をされていると思うんです。そのことも含めまして、ただいまの中嶋委員さん並びに高橋、上岡両委員さんからのご発言を踏まえまして、十分地域の声を吸い上げた中で調整をしてほしいなと思えます。</p>

発言者	議題・発言内容
和田局長	<p>議長、少し補足をさせてください。</p> <p>補足を1点させていただいたと思います。</p> <p>公共的団体すべてそれぞれの団体が自主的に判断してやるべきこととありますけれども、社会福祉協議会につきましては、法的に1団体でなければならないということになっておりますので、社会福祉協議会だけはどうしても1団体に統合する必要があるということで、その作業は既に3市町社会福祉協議会の方で既に進めておりますので、1点だけご報告しておきます。</p>
中村議長	<p>それなら私が言ったことは訂正します。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（発言する者なし）</p>
中村議長	<p>それではお諮りをいたします。</p> <p>協議第25号公共的団体等の取扱いにつきましては、原案のとおり確認するというご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
中村議長	<p>ご異議がないようでございますので、協議第25号につきましては、原案のとおり確認をさせていただきます。</p> <p>次へまいります。</p> <p>協議第26号補助金、交付金等の取扱いについてを議題といたし</p>

発言者	議題・発言内容
大森主任	<p>ます。</p> <p>事務局、説明を求めます。</p> <p>それでは、会議資料27ページをお願いいたします。</p> <p>協議第26号補助金、交付金等の取扱いについて説明申し上げます。</p> <p>この件につきましても分科会、専門部会及び幹事会で協議、調整されたものを提案するものでございます。</p> <p>補助金、交付金等の取扱いについて、次のとおり確認を求める。</p> <p>記以降でございますが、3市町の補助金等は、従来からの経緯、実績等に配慮しつつ、その必要性や内容を検討し調整するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、同一又は同種の補助金等については、できるだけ早い機会に統一の方向で調整する。 2、独自の補助金等については、従来の実績を尊重し、新市全体の均衡を保つように調整する。 3、整理統合できる補助金等については、統合・廃止の方向で調整する。 <p>28ページをお願いいたします。</p> <p>市町村は、公益上必要がある場合、各種団体等に対して、それぞれの趣旨、目的に応じて補助金や交付金を交付する等の財政的支援を行っています。</p> <p>合併に当たっては、従来からの経緯や実情を踏まえるとともに合併市町村の財政状況等に配慮しながら、その再検討を行い、合併市町村にとっての公益上の必要性を明確にした上で、そのあり方を検</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>討していくことが必要です。</p> <p>一般的な取扱いとしては、合併を機会に補助金または補助制度を整理統合し、公益上の必要性を失ったもの、または目的を達したものは廃止し、必要がある場合についても複数の合併関係市町村で同一または同種の団体または事業に対して補助している場合には、補助金または補助制度を統一し、合併関係市町村においてそれぞれの特殊事情により補助しているものについては、合併市町村全体との均衡を考えて調整するといったことが考えられます。</p> <p>先ほどの公共的団体と同様に個別の補助金、交付金等の調整方針について一覧表にしましたのが、附属資料（その２）の５から１２ページでございます。</p> <p>ここに掲げてありますのは、市民、町民あるいは市内、町内の団体への金銭的な支援、分けても国、県の補助事業ではなくして、市町村が独自性を出し得るものを主として掲載しております。</p> <p>各ページの上段に１から３までの調整方針の説明を記入し、その下に各市町の補助金等名称を並べ、１から３までの調整方針を示しております。</p> <p>一例を挙げますと、調整方針１の同一または同種の補助金については、できるだけ早い機会に統一の方向へ調整するものにつきましては、１１ページの下から５行目にあります各市町の伊予市ＰＴＡ連合会補助金、中山町ＰＴＡ連合会補助金、双海町ＰＴＡ連合会補助金があるかと思えます。そういったものが考えられると思いません。</p> <p>２の独自の補助金等については、従来の実績を尊重し、新市全体の均衡を保つように調整する。これにつきましては５ページの１行</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>目にあります中山町生活交通バス路線確保事業費補助金、双海町の過疎バス路線対策事業補助金等が考えられると思います。</p> <p>3の整理統合できる補助金等について、統合・廃止の変更で調整するものにつきましては、8ページ1行目にありますが、双海町の双海町地域改善対策対象地域中小企業特別融資金利子補給などが考えられると思います。</p> <p>以下、資料についてお目通し願えればと思います。</p> <p>以上で説明を終わります。審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
中村議長	<p>この件についてご意見、ご質問を受けたいと思います。</p> <p>高橋委員さん。</p>
高橋委員	<p>この調整方針1、2、3とあるわけなんですけど、統一の方向で検討するものが1、2、それで3の場合は、これはもう廃止の方向という方が強いんじゃないかと思うんですよ。統合できないんだったら、これ廃止しかないわけなんですから、統合は要らんのじゃないですか。</p>
大森主任	<p>3は整理統合できる補助金等についてはということです。もちろん廃止というものもございまして、ほかの補助金の方に含めるといったようなものも含まれております。</p>
中村議長	<p>ほかにございませんか。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p style="text-align: center;">（発言する者なし）</p> <p>ご意見もないようでございます。お諮りいたします。</p> <p>協議第26号補助金、交付金等の取扱いについては、原案のとおり確認するということでご異議ございませんでしょうか。</p>
中村議長	<p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p> <p>ご異議がないようでございますので、協議第26号につきましては、原案のとおり確認をさせていただきます。</p> <p>次に、協議第27号各種事務事業（人権関係）の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>事務局、説明を求めます。</p>
大森主任	<p>それでは、会議資料30ページをお願いいたします。</p> <p>協議第27号各種事務事業（人権関係）の取扱いについて、説明申し上げます。</p> <p>この件につきましても分科会、専門部会及び幹事会で協議、調整されましたものを提案するものでございます。</p> <p>各種事務事業（人権関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。</p> <p>記以降でございますが、1、人権・同和教育については、合併時に指針を策定する。</p> <p>2、生活相談員については、中山町域にも設置する。</p> <p>3、隣保館運営事業については、新市に広く展開していく。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>続きまして、附属資料（その２）につきまして、簡単に説明させていただきます。</p> <p>第7回会議附属資料（その２）、13ページをお開きください。</p> <p>人権・同和教育につきまして説明いたします。</p> <p>まず、伊予市では「一人ひとりの人権が尊重される明るい伊予市をめざして」を重点目標に伊予市人権を尊重する社会づくり条例に基づきまして、人権・同和問題に対して正しい認識を深め、その解決への意欲と実践力を培い、真に人権が尊重される地域社会の実現を目指すことを目的として、職域での学習会、啓発用機関紙「伊予市じんけん教育」の発行、身元調査おことわり運動ステッカーの配布などを行っています。</p> <p>中山町では、すべての基本的人権を尊重し、人権・同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進を図り、差別のないまちづくりの構築を目指すことを目的として、人権啓発劇、リーダー研修会、各種学級・講座での実施などを行っています。</p> <p>双海町では、町民一人ひとりが自己の生活課題としてとらえ、新しい時代認識において一般対策の中で創意工夫しながら学習活動、啓発活動を推進することを目的として、ふれあい懇談会、ふけあいふたみ人権集会、児童・生徒による人権劇などが行われています。</p> <p>これらの事業につきましては、具体的な調整内容といたしましては、合併時に、新たに人権・同和教育の指針を策定し、事業内容を検討する。なお、その際事業運営が後退することのないよう配慮する必要があるとしています。</p> <p>14ページをお願いいたします。</p> <p>生活相談員設置事業について説明いたします。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>生活相談員については、伊予市と双海町に設置されております。</p> <p>伊予市では隣保館運営事業の一環として、当該地域の歴史や地域等の要因を考慮し、地域住民の生活上の相談に応じ、関係各機関と緊密な連携を保ちながら適切な指導を行い、地域住民の福祉の向上に寄与することを目的として、生活相談の活動や生活改善の指導、関係団体の指導を仰いでの職業指導、保健衛生や社会福祉事業に関すること、教育や青少年の福祉に関することを行っております。</p> <p>双海町では、住民の人権問題の相談に応じるとともに、関係する行政各部署が協力して人権啓発を行い、人権尊重のまちづくりを目指すことを目的として、生活相談の活動や生活改善の指導、関係団体の指導を仰いでの職業指導、保健衛生や社会福祉事業に関すること、教育や青少年の福祉に関すること、人権啓発資料などを使い、町民の人権尊重の思想を高めることなどを行っています。</p> <p>伊予市、双海町ともに生活相談員 1 人の体制で行っております。</p> <p>こうしたことの具体的な調整内容といたしましては、相談日、相談場所等は新市においても各地域ごとに設定する。中山町は随時といたします。</p> <p>生活相談員の人数については、相談者が相談しやすい状況を設定しなければならないため、各地区に 1 人ずつ配置すべきで、中山町域においても、合併後にこの事業に取り組む必要があるため 1 人増とするとしています。</p> <p>附属資料 15 ページ、16 ページをお願いいたします。</p> <p>15 ページの方から始まりますが、隣保館運営事業について説明いたします。</p> <p>隣保館運営事業は伊予市のみで実施されております。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>周辺地域を含めた地域社会全体の中で、社会福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして設置され、社会福祉等に関する総合的な事業及び国民的課題としての人権・同和問題に対する理解のための活動を行うことを目的として、相談事業、周辺地区巡回事業、休日等開館事業、交流促進講座開催事業を行っています。</p> <p>なお、職員体制は非常勤職員 1 人、先ほど述べました生活相談員 1 人となっております。</p> <p>具体的な調整内容といたしましては、隣保館運営事業については、地域に密着した人権啓発の拠点となる施設であり、地域コミュニティーの発信の場であるため、新市において中核となる隣保館を新設し、人権啓発事業を広く展開していくとしています。</p> <p>以上で説明を終わります。審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
中村議長	<p>各種事業（人権関係）についての説明を終わります。ご質疑がございましたら受けたいと思います。</p>
	<p style="text-align: center;">（発言する者なし）</p> <p>中村議長</p> <p>ないようでございますので、それではお諮りをいたしたいと思えます。</p> <p>協議第 27 号各種事務事業（人権関係）については、原案のとおり確認するというごことでご異議ございませんか。</p>

発言者	議題・発言内容
<p data-bbox="316 454 427 483">中村議長</p> <p data-bbox="316 920 427 949">坪内主事</p>	<p data-bbox="746 320 1070 349">(「異議なし」の声あり)</p> <p data-bbox="485 454 1337 551">ご異議がないようでございますので、協議第27号につきましては、原案のとおり確認をさせていただきます。</p> <p data-bbox="512 589 719 618">次へまいります。</p> <p data-bbox="485 656 1337 752">協議第28号各種事務事業(保健関係)の取扱いについてを議題といたします。</p> <p data-bbox="512 790 831 819">事務局、説明を求めます。</p> <p data-bbox="485 920 1337 1016">各種事務事業(保健関係)の取扱いについて説明させていただきます。</p> <p data-bbox="512 1055 1034 1084">会議資料の31ページをお開きください。</p> <p data-bbox="512 1122 1091 1151">各種事務事業(保健関係)の取扱いについて。</p> <p data-bbox="485 1189 1337 1285">各種事務事業(保健関係)の取扱いについて、次のとおり確認を求める。</p> <p data-bbox="485 1323 1337 1420">記以下につきまして、1、健康づくり推進委員については、合併時に廃止し、新市においては、新たな組織を検討する。</p> <p data-bbox="512 1458 1262 1487">2、各種検診・健康診査等については、合併時に調整する。</p> <p data-bbox="485 1525 1337 1621">3、在宅当番医制事業については、合併時に伊予医師会と調整するとなっております。</p> <p data-bbox="485 1659 1337 1756">続きまして、附属資料(その2)、17ページをお開きください。</p> <p data-bbox="485 1794 1337 1951">17ページの健康づくり推進委員についての具体的な調整内容としまして、健康づくり推進委員につきましては、健康診査の受診勧奨を通じて、健康意識の高揚を図るための啓発活動を行うことを目</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>的として設置したのですが、所期の目的を達成しましたので、役割が終わったもの、一定の成果があったものについては見直しを行い、新たな視点から住民との協働による仕組みをつくっていくことが重要であるとの考えから、合併を機にいったん廃止するが、新市においては新たな組織を検討するとなっております。</p> <p>続きまして18ページ、各種がん検診につきましては、検診対象者につきましては、3市町で差があるが、基本的には希望により対象年齢以下の者も実施可能となっているので、年齢範囲の一番大きい伊予市の例にあわせて18歳以上の市民とし、それぞれのがん検診の受診勧奨年齢を各検診マニュアルにより、以下のとおり設定するとし、胃がん検診（レントゲン検査）につきましては40歳以上、大腸がん検診（便潜血2日法）につきましては40歳以上、肺がん検診（胸部レントゲン検査）につきましては40歳以上、肺がん検診（喀痰細胞診）につきましては40歳以上、子宮がん検診（頸部）につきましては20歳以上、乳がん検診（視触診）につきましては30歳以上、乳がん検診（マンモグラフィ）につきましては40歳以上、前立腺がん検診（血液検査）については50歳以上の男性となっております。</p> <p>続きまして19ページ、各種がん検診の続きですが、実施場所、実施時期については、3市町単位で身近なところで現行どおり行う。</p> <p>個人負担金につきましては、胃がん検診（レントゲン検査）につきましては500円、大腸がん検診（便潜血2日法）につきましても500円、肺がん検診（胸部レントゲン検査）につきましては1000円、肺がん検診（喀痰細胞診）につきましては300円、子宮</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>がん検診（頸部）につきましては４００円、乳がん検診（触診）につきましては１００円、乳がん検診（マンモグラフィ）につきましては２，０００円、前立腺がん検診（特異抗原検査）につきましては１，０００円。</p> <p>個人負担金の無料対象者としまして、老人医療受給者証持参者（７１歳以上の方）、生活保護世帯者、市民税非課税世帯者及び障害者手帳１・２級該当者、療育手帳Ａ所持者とする。</p> <p>ただし、７の乳がん検診（マンモグラフィ）及び８の前立腺がん検診（特異抗原検査）につきましては有料とするとなっております。</p> <p>続きまして２０ページ、肺がんデジタル（ＣＴ）検診につきましては、実施時期、実施場所、回数については、合併後もそれぞれの地域の実情にあわせて現行どおりとする。</p> <p>個人負担金については３，０００円とし、無料対象者は設定しないとなっております。</p> <p>続きまして２１ページ、老人保健事業基本健康診査につきましては、健診対象者については３市町で差があるが、基本的には希望により対象年齢以下の者も受診可能となっているので、年齢範囲の一番大きい伊予市の例にあわせて、がん検診同様１８歳以上の市民とする。</p> <p>実施場所、実施時期については、３市町単位で身近なところで現行どおり実施する。</p> <p>個人負担金については１，０００円とする。</p> <p>個人負担金の無料対象者は、老人医療受給者証持参者（７１歳以上）、生活保護世帯者、市民税非課税世帯者及び障害者手帳１・２</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>級該当者、療育手帳 A 所持者とするとなっております。</p> <p>続きまして 2 2 ページ、肝炎ウイルス検診につきましては、基本健康診査とは別に肝炎検診だけでも受診できるようにする。</p> <p>伊予市の地域性を考慮して、肝炎ウイルス検診については、合併後は個人負担金は無料で実施するとなっております。</p> <p>続きまして 2 3 ページにつきましては、伊予郡及び県下各市の現状等を一覧にした表を添付しておりますので、参考にしていただければと思います。</p> <p>続きまして 2 4 ページ、成人歯科健診につきましては、今後 8 0 2 0 運動を推進していく上で大切な事業でありますので、新市において伊予市の例により個別健診の方式で実施するとなっております。</p> <p>実施方法につきましては、対象者は 4 0 歳、5 0 歳、6 0 歳、7 0 歳の市民の希望者で、保健センターで受診券を交付、医療機関委託とし、個人負担金 1 , 0 0 0 円となっております。</p> <p>続きまして 2 5 ページ、フッ素洗口事業につきましては、フッ素・サホライド塗布につきましては、個人負担金は 1 回 1 人 1 0 0 円徴収とする。</p> <p>フッ素・サホライド塗布の対象者は、健診等受診者及び未就学児希望者とするとなっております。</p> <p>フッ素洗口につきましては、実費徴収により実施するとなっております。</p> <p>続きまして、在宅当番医制事業につきましては、平成 1 6 年度より県補助金が廃止となったため、新市と新砥部町及び松前町で事業費を人口割で分担して事業を実施する方向で伊予医師会と調整する</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>となっております。</p> <p>これにつきましては、現在、伊予医師会の方と調整中でございます。</p> <p>以上で説明を終わらせていただきます。ご協議のほどよろしくお願いたします。</p>
中村議長	<p>ここでご質問、ご意見等を受けたいと思います。</p>
中村議長	<p>一番最後の在宅当番医制、これは前向きで医師会の方、引き受けるような様子ですか。</p>
坪内主事	<p>前向きにやっていただけるということで話が進んでいるようです。</p>
	<p>(発言する者なし)</p>
中村議長	<p>ご意見がないようでしたら、お諮りをいたしたいと思います。</p> <p>協議第28号各種事務事業(保健関係)については、原案のとおり確認するというごことでご異議ございませんでしょうか。</p>
	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
中村議長	<p>ご異議がないようでございますので、協議第28号につきましては、原案のとおり確認をさせていただきます。</p> <p>次に、その他の議題になりますが、第8回協議会の日程につい</p>

発言者	議題・発言内容
和田局長	<p>て、事務局の説明を求めます。</p> <p>会議資料の32ページをごらんいただいたらと思います。</p> <p>次回、第8回の開催日程といたしまして、8月26日木曜日、ここにはもう既に時間14時から、それから場所といたしましては双海町の町民会館ということで、時間、場所まで入っておりますけれども、これで調整をさせていただきまして、会場等確認の上、別途文書でご案内をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>以上です。</p>
中村議長	<p>8月26日木曜日、14時から双海町町民会館ということですが、よろざいましょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
中村議長	<p>それでは、本日の議題はすべて終了をいたしました。</p> <p>会議録署名委員さんには、会議録が調製でき次第ご連絡をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>委員の皆さんのご協力に感謝を申し上げまして、議長の職を終えたいと思います。</p> <p>大変ご協力ありがとうございました。</p>
坪内主任	<p>これをもちまして、第7回の会議を終了いたします。</p> <p>皆様、ご起立をお願いたします。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p data-bbox="512 320 639 353">一同、礼。</p> <p data-bbox="512 387 922 421">どうもありがとうございました。</p>

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 16 年 9 月 9 日

会議録署名委員 安田一江

会議録署名委員 中嶋朝典